

登米市立登米市民病院面会規程

(目的)

第1条 本規定は、入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者の療養生活の安全、精神的安楽を図り、患者の尊厳を保持することを目的とする。

(基本方針)

第2条 患者の療養生活において、家族との交流が重要であることを踏まえ、感染対策やその他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

(面会受付)

第3条 面会受付窓口を設置してある申請書に必要な事項を記載し、面会許可証を受け取り当該病棟で面会する。面会後は面会許可証を面会受付窓口に戻却する。ただし、緊急時等はこの限りでない。

(面会時の感染対策)

第4条 面会者は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 発熱や感染症を疑う症状(咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、下痢、嘔気、嘔吐等)がないこと。
 - ① Covid-19 陽性判明後 10 日以上経過していること。
 - ② Covid-19 陽性者と接触後 7 日以上経過していること。
 - ③ 上記の経過期間を満たさない場合や、感染症を疑う症状がある場合は、患者の安全を守る観点から面会をお断りする。但し、緊急時はこの限りではない。
- (2) 面会者は不織布マスクを装着し、入退室時は手指衛生を行う。
- (3) 面会の状況により、個人防護具を着用する場合は職員の指示に従うものとする。
- (4) 面会後 3 日以内にインフルエンザや Covid-19 など感染症が判明した場合、必ず病棟に連絡すること。

(面会中の禁止事項)

第5条 面会中は、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 院内においての喫煙、飲酒及び病室内での飲食
- (2) 大声での会話や他の患者の迷惑となる行為
- (3) 医療機器への接触や操作
- (4) 院内での写真撮影、音声録音及び SNS 等への投稿

(5) 職員の指示に従わない行為

(面会制限の実施要件)

第6条 面会制限は以下のいずれかに該当する場合、院内感染防止対策委員会の協議を経て実施することができる。

(1) 地域または院内において感染症の発生等があり、感染防止対策部門が必要と判断した場合

(2) 公的機関からの要請がある場合

(3) 患者の病状により、医学的に必要と判断される場合

(周知方法)

第7条 院内掲示及び病院ホームページ等を通じて患者・家族へ周知を行う。

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。